

高松港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項

1. 港湾管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設の円滑な利用について、港湾法その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
2. また、自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く。）であって、当該港湾施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
3. 上記の着実な実施に向けて、防衛省中国四国防衛局・海上保安庁第六管区海上保安本部と港湾管理者との間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。国土交通省四国地方整備局はこれに協力する。

令和6年4月1日

国土交通省四国地方整備局次長

海上保安庁第六管区海上保安本部長

防衛省中国四国防衛局長

香川県知事